

3 平成26年8月20日の豪雨災害の対応を踏まえた事項

(1) 防災業務の充実（1項目）

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 平時からの災害対応への取組 【予防】	・災害応急対策は、平時から業務に習熟しておく必要があることから、災害応急組織体制設置前の平時における防災業務の推進について規定	基本	第2	第1	第1	計画及び事業推進	C-1

(2) 避難対策の充実（8項目）

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 被災者支援総合窓口の設置による被災者支援 【応急】・【復旧・復興】	・被災者の生活援護のための相談窓口を区役所等に設置する場合、今回の豪雨災害と同様にワンストップサービスで設置する旨を規定	基本	第3	第27	第4	災害広報・広聴	C-2
		震災	第3	第27	第4	災害広報・広聴	基本編と同一修正につき省略
		基本	第4	第3	第3	被災者等に対する生活相談	C-3
2 避難所へ滞在できない被災者への情報の周知 【応急】	・避難所に滞在することができない被災者に対し、生活環境の確保を図るため、食料等必要な物資の配給情報や、保健師等による巡回健康相談等の実施に係る情報の周知に努める旨を規定	基本	第3	第27	第6	応急救助活動	C-4
		震災	第3	第27	第6	応急救助活動	基本編と同一修正につき省略
3 被災者のニーズを考慮した適切な情報提供の実施 【応急】	・被災者のニーズを把握し、災害状況に関する情報等や被災者に役立つ被災者支援に関する情報を適切に提供しよう努める旨を規定 ・被災者のおかれている生活環境等に配慮した方法により情報提供を行う旨を規定（ホームページや地域の掲示板・回覧板、防災行政無線、訪問指導の機会を活用しての情報提供など）	基本	第3	第4	第1	広報活動	C-5
		震災	第3	第4	第1	広報活動	C-6
		基本	第3	第27	第4	災害広報・広聴	C-7
		震災	第3	第27	第4	災害広報・広聴	基本編と同一修正につき省略
4 多様な避難所の確保及び応急仮設住宅等の供与 【予防】・【応急】	・要配慮者や避難生活の長期化に伴う対応として、避難所以外に、民間借上住宅、旅館・ホテル等を二次避難所として借り上げる旨を規定[予防] ・応急仮設住宅の供給において、建設以外の「借上げ住宅」の項目を規定[応急]	基本	第2	第6	第6(新)	多様な避難所の確保(新)	C-8
		震災	第2	第13	第6(新)	多様な避難所の確保(新)	基本編と同一修正につき省略
		基本	第3	第19	第2	一時的な収容施設の供与	C-9
		震災	第3	第19	第2	一時的な収容施設の供与	基本編と同一修正につき省略
5 避難所における家庭動物のためのスペースの確保 【応急】	・避難所における家庭動物のスペースの確保に努める旨について規定	基本	第3	第5	第5	避難場所の開設等	C-10
		震災	第3	第5	第6	生活避難場所の開設等	基本編と同一修正につき省略
6 被災者に対する支援策の拡充 【復旧・復興】	・8月20日の豪雨災害において対応した実績を踏まえ、被災者に対する支援策を追加規定	基本	第4	第3	第2	被災者に対する支援	C-11・C-12

項 目	修 正 の 概 要 等	地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項 目 名	
7 要配慮者の避難支援等の実施者の 明確化等 【応急】	・8月20日の豪雨災害において対応した実績を踏まえ、要配慮者の避難支援等の実施者として町内会・自治会を明記するとともに、避難支援者は、避難支援に要する時間を考慮し、「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」の段階から、個々の判断で避難支援を開始に努めるよう修正	基本	第3	第23	—	災害時における要配慮者等への避難支援等	C-13・C-14
		震災	第3	第23	—	災害時における要配慮者等への避難支援等	基本編と同一修正につき省略
8 物資の供給体制の見直し 【応急】	・8月20日の豪雨災害において対応した実績を踏まえ、物資の配給対象及び配給基準を見直すとともに、所管課として新たに健康福祉局地域福祉課を追加規定	基本	第3	第6	第1 第2 第3	物資の調達 食品の供給 生活必需品の供給	C15 ～C-18
		震災	第3	第6	第1 第2 第3	物資の調達 食品の供給 生活必需品の供給	基本編と同一修正につき省略
		基本	第3	第27	第6	応急救助活動	C-19
		震災	第3	第27	第6	応急救助活動	基本編と同一修正につき省略

(3) 本部体制の強化（5項目）

項 目	修 正 の 概 要 等	地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項 目 名	
1 家屋被害状況調査体制の強化 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・8月20日の豪雨災害において対応した被害状況調査の実績を踏まえ、「民間建築物の被害状況の調査、集計、報告の総括」等の分掌事務を変更 [市税務部・固定資産税課] 他課の応援に関すること → ・民間建築物の被害状況の調査、集計、報告の総括 ・り災証明の資料収集の総括 [都市整備局建築指導課] 応急危険度判 → ・応急危険度判定 ・民間建築物の被害状況調査 	基本	第3	第2	第4	災害対策本部	C-20
		震災	第3	第2	第3	災害対策本部	基本編と同一修正につき省略
2 住宅の応急修理等の分掌事務の変更 【応急】	・8月20日の豪雨災害において対応した組織応援等の実績を踏まえ、住宅の応急修理等の分掌事務を変更	基本	第3	第2	第4	災害対策本部	C-21
		震災	第3	第2	第3	災害対策本部	基本編と同一修正につき省略
3 医療救護班の編成方法の見直し 【応急】	・8月20日の豪雨災害において対応した実績を踏まえ、市立病院ごとの編成班数の記載から、各市立病院の設置者である広島市立病院機構としての編成班数の記載に変更	基本	第3	第12	第3	医療救護班等々の編成及び活動	C-22
		震災	第3	第12	第3	医療救護班等々の編成及び活動	基本編と同一修正につき省略
4 防疫対策本部の見直し 【応急】	・8月20日の豪雨災害において対応した実績等を踏まえ、現行の防疫対策本部を保健衛生対策部として再編し、防疫活動、保健活動及び衛生監視の活動内容を現行の実施内容に修正	基本	第3	第14	第1 第2 第3	防疫対策 被災者の心身の健康管理 食品衛生・環境衛生の監視	C-23 ～C-27
		震災	第3	第14	第1 第2 第3	防疫対策 被災者の心身の健康管理 食品衛生・環境衛生の監視	基本編と同一修正につき省略
5 義援金の配分体制の整備 【災害復旧・復興】	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の被災者への配分に関する事務を区役所でも行った実績を踏まえ、被災地を管轄する区役所でも行う旨を規定 ・義援金の配分を迅速、円滑に行うための配分体制について規定 	基本	第4	第5	第4	義援金及び救援物資の配分	C-28

(4) 応急対策の充実・強化 (7項目)

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 災害対策本部設置前及び廃止後の対応 【応急】	・災害対策本部設置前及び廃止後においても、災害対策本部の分掌に順じて災害対応の準備、対応に当たる旨を規定	基本	第3	第2	第5(新)	災害対策本部設置前及び廃止後の対応(新)	C-29
2 報道機関への情報提供 【応急】	・8月20日の豪雨災害において対応した実績を踏まえ、災害広報・広聴の実施における、報道機関への情報提供を行うことを規定 ・被害状況等により、必要に応じてプレスセンターを設置した場合は、直ちに報道機関にその旨を発表することを規定	基本	第3	第4	第2(新)	報道機関への情報提供(新)	C-30
		震災	第3	第4	第2(新)	報道機関への情報提供(新)	基本編と同一修正につき省略
3 災害廃棄物の処理体制の整備 【予防】・【応急】	・8月20日の豪雨災害において対応した実績を踏まえ、がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等より生じたがれき(以下「災害廃棄物」という)処理における連絡体制の確立、資機材・人員の確保、仮置場、処分場の確保等について規定	基本	第2	第16(新)	—	災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備(新)	C-31
		震災	第2	第14	第2	災害廃棄物の処理体制の整備	C-32
		基本	第3	第15 第16(新)	—	清掃対策 災害廃棄物及び土砂の処理対策(新)	C-33・C-34
		震災	第3	第15 第16(新)	—	清掃対策 災害廃棄物及び土砂の処理対策(新)	C-35 ~C-37
4 ごみ処理体制の整備 【予防】	・8月20日の豪雨災害において対応した実績を踏まえ、被災地の固形状一般廃棄物、液状一般廃棄物の効果的な収集・処理体制の整備等について規定	基本	第2	第15(新)	—	ごみ処理体制の整備(新)	C-38
		震災	第2	第12	第1	保健衛生活動・ごみ処理体制の整備	C-39
5 医療機関等への応援要請の拡充 【応急】	・8月20日の豪雨災害における応援要請実績を踏まえ、広島県災害時公衆衛生チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)及び子ども支援チームの派遣を県に要請する旨を規定	基本	第3	第12	第5 第6(新) 第7(新) 第6	DMATの派遣要請及び活動支援 DPATの派遣要請及び活動支援(新) 子ども支援チームの派遣要請及び活動支援(新) 医療機関等への応援要請	C-40・C-41
		震災	第3	第12	第5 第6(新) 第7(新) 第6	DMATの派遣要請及び活動支援 DPATの派遣要請及び活動支援(新) 子ども支援チームの派遣要請及び活動支援(新) 医療機関等への応援要請	基本編と同一修正につき省略
6 有料道路使用時の無料措置手続きの簡素化 【応急】	・8月20日の豪雨災害において西日本高速道路との相互協力協定に基づき対応した実績を踏まえ、被災地からの土砂運搬や災害救助等に使用する車両を対象とした、有料道路使用時における無料措置手続きの簡素化の要請について規定	基本	第3	第25	第3	国及び他の地方公共団体等への応援要請	C-42
		震災	第3	第25	第3	国及び他の地方公共団体等への応援要請	基本編と同一修正につき省略
7 被災車両の撤去等 【応急】	・迅速な人命救助や道路啓開等の応急措置を行う場合において、緊急の必要があると認めるときは、支障となる被災車両、建物その他工作物の移転、撤去等ができることを規定	基本	第3	第22	第3(新)	応急措置の実施(新)	C-43
		震災	第3	第22	第3(新)	応急措置の実施(新)	基本編と同一修正につき省略

(5) 職員等の安全対策の充実（1項目）

項 目	修 正 の 概 要 等	地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項 目 名	
1 水防要員の安全管理の強化 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> 8月20日の豪雨災害において発生した消防職員の殉職事案を踏まえ、安全管理を強化するため、水防活動時に留意すべき事項について規定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 水防活動現場への出勤に当たっては、危険箇所の事前把握に努め、常に二次災害の発生を想定して避難等の経路や活動場所の選定等の実施 警戒員の配置及び水防要員の退避場所の選定を最優先に行い、これを全ての水防要員に周知 警戒員等から緊急退避の警笛（長声2回）又はサイレンが発せられた場合や、山鳴り、地響き、異様な臭い等の異常な現象を感じた場合には、水防要員は自らも警笛等で周囲に緊急退避を伝達しながら、あらかじめ選定された場所へ退避 </div>	水防	第3	第2	—	水防要員の安全配慮	C-44

(6) 防災関係機関との連携強化（3項目）

項 目	修 正 の 概 要 等	地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項 目 名	
1 国・県・市合同の災害対策本部員会議の開催 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携した応急対策に当たるため、政府現地対策本部（非常災害対策本部）や県災害対策本部が設置された場合、災害の規模等必要に応じて合同会議を開催するなど、連携して災害対応を行う旨を規定 	基本	第3	第2	第4	災害対策本部	C-45
		震災	第3	第2	第3	災害対策本部	基本編と同一修正につき省略
2 国・県・市合同の応急復旧に関する連携 【復旧・復興】	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携した応急対策に当たるため、災害の規模等必要に応じて、国・県等関係機関と連携して応急復旧を行う旨を規定 	基本	第4	第2	第1	基本方向の決定	C-46
3 緊急消防援助隊の早期派遣要請 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> 出動要請の迅速化を図るため、災害対策本部設置等の早い段階から県、国と連絡を取り、災害が発生した場合、災害発生状況に応じた出動要請が迅速に行えるような連絡体制等について規定 	基本	第3	第25	第5	緊急消防援助隊の出動要請	C-47
		震災	第3	第25	第5	緊急消防援助隊の出動要請	基本編と同一修正につき省略